

19 大阪大学蛋白質研究所研究倫理審査委員会内規

(目的)

第一条 本委員会は、大阪大学蛋白質研究所（以下「蛋白質研究所」という。）において、ヒト由来の材料を対象とする研究、樹立されたヒトES細胞を使用した研究、並びに実験動物を対象とする研究についてヘルシンキ宣言の趣旨を尊重しつつ、倫理的な観点から審議すること、また、蛋白質研究所に所属する研究者（以下「研究者」という。）が行う全ての研究について公正性の観点から審議することを目的とする。

(任務)

第二条 前条の目的達成のため、蛋白質研究所に大阪大学蛋白質研究所研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）を置く。

(組織)

第三条 倫理審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、男女両性で構成する。

- 一 所長
- 二 医学・生物学の分野の専門的知識を有する者 若干名
- 三 人文・社会科学の分野の専門的知識を有する者 若干名
- 四 動物実験委員会委員長
- 五 学外有識者 2名以上

- 2 前項第二号、第三号及び第五号の委員は、教授会の議を経て所長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任を妨げない。

(倫理審査委員長)

第四条 倫理審査委員会に委員長を置き、前条第一項第一号、第二号、第三号及び第五号の委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、倫理審査委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第五条 倫理審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

ただし、樹立されたヒトES細胞を使用した研究の研究計画の審査を行う場合は、ヒトES細胞の使用に関する指針（平成31年文部科学省告示第68号）に掲げる構成要件を満たす委員の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 倫理審査委員会は、研究者が行う研究の公正性の審議を必要に応じて行う。また、当該研究の責任者（以下「研究責任者」という。）を出席させ、説明を求めることができる。
- 3 ヒト由来の材料を対象とする研究、樹立されたヒトES細胞を使用した研究、並びに実験動物を対象とする研究の研究計画の審査にあたって、研究責任者を出席させ、説明を求めることができる。
- 4 委員が研究計画を実施する場合又は研究責任者若しくは研究者との間に利害関係を有する場合は、審査および審査の判定に加わることができない。

(判定)

第六条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

- 2 判定は、次の各号に掲げる標示によるものとする。
 - 一 承認

- 二 条件付承認
- 三 不承認
- 四 非該当

3 審査の経過及び判定結果は、記録として保存し、倫理審査委員会が必要と認めた場合は、申請者及び関係者の同意のもとに公表することができる。

(申請手続及び判定の通知)

第七条 審査を申請しようとする者は、審査申請書（別紙様式一）に必要事項を記入し、所長あて提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請があったときは、倫理審査委員会の審査を経て研究の実施について、申請をした者に審査結果通知書（別紙様式二）を交付するものとする。

3 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が第六条第2項第二号から四号の一に該当するときは、その理由等を明記するものとする。

(事務)

第八条 倫理審査委員会の事務は、蛋白質研究所庶務係において行う。

(雑則)

第九条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、倫理審査委員会の議を経て所長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成十七年七月二十一日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に委嘱される第三条第一項第二号及び 第五号の委員の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までとする。

附 則

この改正は、平成十八年五月十八日から施行する。

附 則

この改正は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成三十年四月十九日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年7月27日から施行する。
- 2 この内規改正後、最初に委嘱される第3条第1項第5号の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。